

香川県高等学校教育研究会家庭部会規約

第一章 総 則

第1条 本会は、香川県高等学校教育研究会家庭部会と称する。

第2条 本会は、香川県内高等学校の家庭科教員及び本会の主旨に賛同する県内高等学校家庭科関係者をもって組織する。

第3条 本会は、会員相互の緊密な連絡のもとに家庭科教育の充実と進展を図り、併せてわが国家家庭生活の向上に資することをもって目的とする。

第4条 本会の事務局は会長校に置く。

第二章 事 業

第5条 本会は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 家庭科の研究と指導に関する事項
- 2 家庭科教育に関する調査並びに資料の収集
- 3 会員相互の連絡並びに福利厚生に関する事項
- 4 その他

第三章 機 関

第6条 本会に総会、理事会及び常任理事会の機関を置く。

第7条 総会は最高議決機関で、毎年度はじめに会長がこれを招集する。臨時総会は会員総数の三分の一以上の要求があった場合、及び会長がこれを必要と認めた場合に開くことができる。

第8条 総会は次の事項を決する。

- 1 規約の設定及びその変更
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 役員の選挙とその承認
- 4 その他の重要事項

第9条 理事会及び常任理事会は、会長が必要と認めた場合に会長がこれを招集する。

第10条 本会の各機関はその構成員の二分の一以上の出席をもって成立し、その議決は出席者数の半数をもって決し、賛否同数であるときは議長がこれを決める。ただし、書面をもって出席に変えることができる。

第11条 本会の各機関の議長は互選によって選出される。

第四章 役 員

第12条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 若干名
- 3 常任理事 9名

(各ブロック代表5、技術検定理事校専門委員1、学校家庭クラブ県連会長校顧問教師1、高文連生活デザイン部長1、教科研究委員会委員長1)

4 理 事 各校1名(高等学校、特別支援学校)

5 庶 務 1名

6 会 計 1名

7 監 査 2名

第13条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- 3 常任理事は常任理事会を構成し、会務の企画運営にあたる。
- 4 理事は理事会を構成し、会の重要事項を協議決定する。
- 5 庶務は本会の記録、連絡並びに文書の処理を司る。
- 6 会計は会計業務を処理する。
- 7 監査は会計を監査する。

第14条 役員は次の方法で定める。

- 1 会長は原則として県高等学校長協会家庭部会長があたる。
- 2 副会長は総会において選出する。
- 3 常任理事のうち各ブロック代表は総会において各ブロックで互選する。ブロックは別表のとおりである。ここで会費を納めている学校から互選する。
- 4 理事は各高等学校家庭科主任があたる。
- 5 庶務・会計各1名は会長校より選出する。
- 6 監査は総会において選出する。

第15条 顧問は総会において理事の推薦により会長がこれを委嘱する。

第16条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再選を妨げない。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会 計

第17条 本会の経費は次により支弁する。

- 1 会 員 の 会 費
- 2 補 助 金
- 3 寄 附 金
- 4 そ の 他 の 収 入

第18条 会費は会員1名につき年額1,000円とする。

第19条 本会は理事の決議を経て寄付金を受領することができる。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

別 表

県内を次の5ブロックに分類する。

- 1ブロック（8校） 三本松高校・津田高校・志度高校・
石田高校・三木高校・高松北高校・藤井学園寒川高校・
香川東部養護
- 2ブロック（8校） 小豆島中央高校・高松高校・
高松工芸高校・高松商業高校・高松東高校・
高松中央高校・盲学校・聾学校
- 3ブロック（10校） 高松南高校・高松西高校・
高松桜井高校・香川中央高校・農業経営高校・
高松第一高校・大手前高松高校・英明高校・
高松養護学校・香川中部養護学校
- 4ブロック（12校） 坂出商業高校・坂出高校・
坂出工業高校・飯山高校・丸亀高校・丸亀城西高校・
多度津高校・坂出第一高校・大手前丸亀高校・
香川県藤井高校・善通寺養護学校・香川丸亀養護学校
- 5ブロック（10校） 善通寺第一高校・琴平高校・
高瀬高校・笠田高校・観音寺第一高校・
観音寺総合高校・三豊工業高校・尽誠学園高校・
四国学院大学香川西高校・香川西部養護学校

附 則

本規約は、昭和23年5月12日よりこれを施行する。

（昭和63年5月11日 一部改正）

（平成10年6月15日 〃 ）

（平成20年6月12日 〃 ）

（平成25年6月12日 〃 ）

（平成29年4月 1日 〃 ）

（令和 3年6月15日 〃 ）

組 織 図

